

## 特記仕様書

この特記仕様書は「一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務」の委託契約に適用する。

### （収集運搬機材）

**第1条** 宮古島市が委託する一般廃棄物収集運搬業務に使用する収集運搬機材（以下「塵芥車等」という）は、すべて委託者（以下「甲」という）に事前に報告し、承認を得なければならない。変更する場合も同様とする。

2 受託者（以下乙という）は、塵芥車等に音響機器を装備すること（剪定枝葉収集運搬を除く）。

3 塵芥車等には、市章、市名、その他甲の指示した文字を記載すること。

### （遵守事項）

**第2条** 作業の実施にあたっては、次の事項を遵守すること。

（1）作業終了時まで2人で従事する。

（2）作業時は、周知用音楽を鳴らす（剪定枝葉収集運搬を除く）。

（3）塵芥車の車尾にごみ等を積載してはならない。

（4）ごみを飛散させたりごみによる汚水を路上に流出させてはならない。

（5）犬猫等が散乱させたごみ等は、担当課から支給された用具で収集しなければならない。

（6）道路交通法を遵守し、塵芥車等での暴走、逆走、逆駐停車、その他違法行為をしない。

（7）暴風警報発令中は業務を停止するが、午前8時30分までに警報が解除された場合は、速やかに作業を開始する。

（8）資源ごみを収集する業者は、分別状況を確認し、不十分なごみについては、ステッカー等で周知する。

（9）その他委託者が指示する事項。

### （搬入場所及び時間）

**第3条** 家庭ごみの搬入場所は、宮古島市クリーンセンターとする。ただし、ごみの種別等により、特に甲が指定した場合は、指定した場所とする。

2 宮古島市クリーンセンターへの搬入時間は、午前8:30～11:50、午後13:00～17:00迄とする。

**(収集運搬曜日、時間及び休日)**

**第4条** 家庭ごみの収集曜日、収集時間及び休日は、次のとおりとする。

- (1) 曜日…ごみ収集ポスター参照 (祝祭日も収集)
- (2) 時間…午前 8:30 ~ 17:00 迄 (法定休息時間とること)
- (3) 休日…台風で午前 9:00 までに暴風警報が解除されない日、日曜日、1月1日～1月3日

**(収集運搬の種別)**

**第5条** 収集運搬する家庭ごみの種別は、次のとおりとする。ただし、甲が特に指定したのものについては、甲の指示に従うものとする。

- (1) 可燃ごみ (指定袋大、中、小に入っているもの)
- (2) 資源ごみ、危険ごみ (ごみ収集ポスター参照)
- (3) 粗大ごみ (処理券大、小が貼られているもの)  
有害ごみ (ごみ収集ポスター参照)
- (4) 剪定枝葉 (ひもで縛ってあるもの、透明ビニール袋に入っているもの)

**(収集運搬区域)**

**第6条** 家庭ごみの収集運搬区域は、次のとおり定める。

- (1) 宮古島市に居住する全世帯とし、原則戸別収集とする。
- (2) 地域ごとの収集地区は、甲が示すごみ収集ポスターによる。